

「資格確認書」の一括職権交付について

令和 7 年 12 月 2 日以降、現在お持ちの健康保険証は使用できなくなります。

今後は健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を利用して医療機関等を受診していただきますが、マイナ保険証を利用できない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要となります。

つきましては、マイナ保険証を利用できない方の資格確認書【有効期限：令和 11 年 11 月 30 日】を所属事業所様へ送付いたしますので、届きましたら対象の従業員様へ配布くださいますようお願い申し上げます。

送付時期

令和 7 年 10 月下旬

※氏名に外字が含まれている方の分は、外字が含まれていない方と別便での送付となります。

送付対象者

健康保険証をお持ちの方（資格取得日が令和 6 年 12 月 1 日以前の方）で、令和 7 年 9 月 22 日時点でマイナ保険証を利用できない方。

※マイナ保険証を利用できない方の例

- ・マイナンバーカードを作成されていない方
- ・マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- ・マイナンバーカードを返納した方
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方

送付方法

個人(世帯)別に封入し、事業所様経由で送付します。

健康保険証の回収について

- ①令和 7 年 12 月 1 日までに退職等により資格を喪失した方は回収が必要です。
- ②令和 7 年 12 月 2 日以降も資格を有している方は回収不要ですので、令和 7 年 12 月 2 日以降にご自身で破棄してください。